

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)
地域名 (地域内農業集落名)	高家地区 (高家集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

NAFIC食と農の大学校を誘致し、周辺の農地については基盤整備が行われており、農業を行う環境は整えられている地区である。地区の農業者も自作を続けている方が多いが、今後は高齢化・担い手不足が加速していく恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

農地の集積・集約化を勧めつつ、スマート農業を導入、新規就農者を確保していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
中間管理機構を通じて担い手への集積・集約を進める。また、地域における高収益作物への取り組み推進として効率化の図れる集約を検討する。地域として若手の育成を目指し、将来的には地域の整備された地区を若手へ集積出来るように検討していく。同時に若手の呼び込みにつながる営農ビジョンの検討が必要。地区内にNAFICがあることから、そちらとも連携し、土地の活用を行っていきたい。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
整備された農地については、自作をされている農家以外は中間管理機構を活用しているところである。しかし、山間部については機械が入りづらいところも多く、中間管理機構を通しても貸付は困難と思われる。活用する地区については区分けして検討していく。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
山間部については耕作が困難であることから、整備済の農地を中心に、担い手の営農の効率化を見込んだ農道拡張・整備を検討し集積を検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
市と連携し、新規就農者の参入相談受付、及び指導を行っていく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
米の収穫・調整作業を、JAに委託している。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
獣害対策用の柵を既に設置している。集落で協力しながら見回りを行い、管理していく。

③スマート農業
近畿大学農学部と連携し、水管理のスマート農機導入の社会実験を行っている。

⑦保全・管理等
山間部について、耕作放棄地も増えてきていることから、管理をできるだけ行い、土砂崩れ等に備えていく。